

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成27年7月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500027号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500005号

第1 結論

昭和56年3月から昭和57年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年3月から昭和57年4月まで

昭和56年3月から国民年金に加入し、請求期間の国民年金保険料は、当時同居していた父又は母が納付してくれていたはずである。

当時同居していた弟の国民年金保険料は、請求期間について納付済みとなっており、また、姉が20歳から厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料も、父又は母が納付していたと姉から聞いている。

私だけ請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたとする請求者の父母(故人)は、昭和36年4月の制度発足当初から国民年金に加入し、請求期間を含む保険料を完納しているとともに、請求期間当時、請求者と同居していた請求者の弟は、請求期間の保険料が納付済みであり、請求期間の保険料は父又は母が納付していたと回答していることから、その父母の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、A町において、昭和58年2月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で、請求期間の国民年金保険料は現年度納付及び過年度納付が可能である上、請求者の姉は、自身が20歳に到達した昭和50年*月から昭和52年3月までの保険料について、父又は母が納付していたとしているところ、姉のA町に係る国民年金被保険者名簿により、当該期間の保険料を現年度納付及び過年度納付していることが確認できることから、保険料納付意識の高かった請求者の父母が、請求者の請求期間に係る保険料も納付していたものと考えても不自然ではない。

さらに、請求者のA町に係る国民年金被保険者名簿によると、請求期間のうち昭和56年4月について、国民年金保険料納付不要の表示が確認でき、オンライン記録と一致しないなど、行政機関の記録管理が適切ではなかった状況がうかがわれる。

そのほかの事情を含め総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500021号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500015号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和37年6月1日から昭和40年3月1日まで

A社には昭和33年2月に入社し、昭和37年2月に厚生年金保険に加入した。その後、B社で厚生年金保険の被保険者資格を取得する昭和40年3月1日までの期間は、A社に籍を置き、様々な現場で継続して勤務していたので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に照会したところ、昭和30年代及び40年代当時のことが分かる者はおらず、当時の資料も残されていない旨の回答をしている上、当時の事業主も既に死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、請求者が名前を挙げた同僚3人のうち所在が確認できた一人に照会したところ、同人は、請求者を記憶しているものの、請求者のA社における勤務期間までは記憶しておらず、当該事業所における厚生年金保険の取り扱いについて、「従業員を厚生年金保険に加入させていたと思うが、下請けの仕事の現場で働く時などに厚生年金保険を切られるということはあるかもしれない。」と陳述している。

さらに、他の同僚二人の年金記録を確認したところ、一人は、請求期間においてA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できるが、別の一人は、請求者と同様に、請求期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

加えて、請求期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者であることが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた11人に照会し、回答が得られた4人のいずれの者も請求者を記憶しておらず、請求者の請求内容を裏付ける回答を得ることができない。

その上、請求者のA社における被保険者資格喪失日は、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、昭和37年6月1日と記載されていることが確認でき、訂正等の不自然な記載も見当たらず、当該記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。